

## 5. 基盤施設整備計画の見直し

### 5-1 造成計画

#### 1) 計画地の地盤

##### ①造成上の留意点

造成計画、下記のような盛土地盤への対応に留意しなければならない。

- ・山砂利採取跡地で、採取跡に公共事業等の建設発生土の受け入れにより修復された地盤
- ・沈殿池・沈砂池跡地で洗浄ヘドロや掘削廃土により埋め戻された地盤

これらの盛土地盤については、宅地としての地盤性能に留意することとして、跡地利用を図る上では、盛土地盤対策工の検討が必要となる。

##### ②造成計画高の設定

造成計画においては、下記の点を基本的な考え方とした。

- ・宅地計画高については、新名神以南は、(都) 東部丘陵線の線形変更による縦断計画に合わせた計画地盤高を設定する。
- ・道路計画高については、各調整池への自然流下が可能となるよう配慮した。
- ・計画地盤高までの盛土粗造成は埋戻し事業にて実施することとする。
- ・新名神以北の計画高さは、(都) 東部丘陵線の縦断計画に左右されないため、基本的に従前のままとする。

#### 2) 造成法面形状

造成法面の形状については、「宅地防災マニュアルの解説」に準拠し、砂防指定地における行為許可は、「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」に準拠する。

また、東部丘陵地は宅地造成工事規制区域を含んでいるため、同区域内で宅地造成に関する工事を行う場合は、宅地造成等規制法に基づく許可が必要となる。

#### 3) 土量計算

新たに設定する計画地盤高までに必要な土量は、城陽山砂利採取地整備公社と協議のうえ算出する。



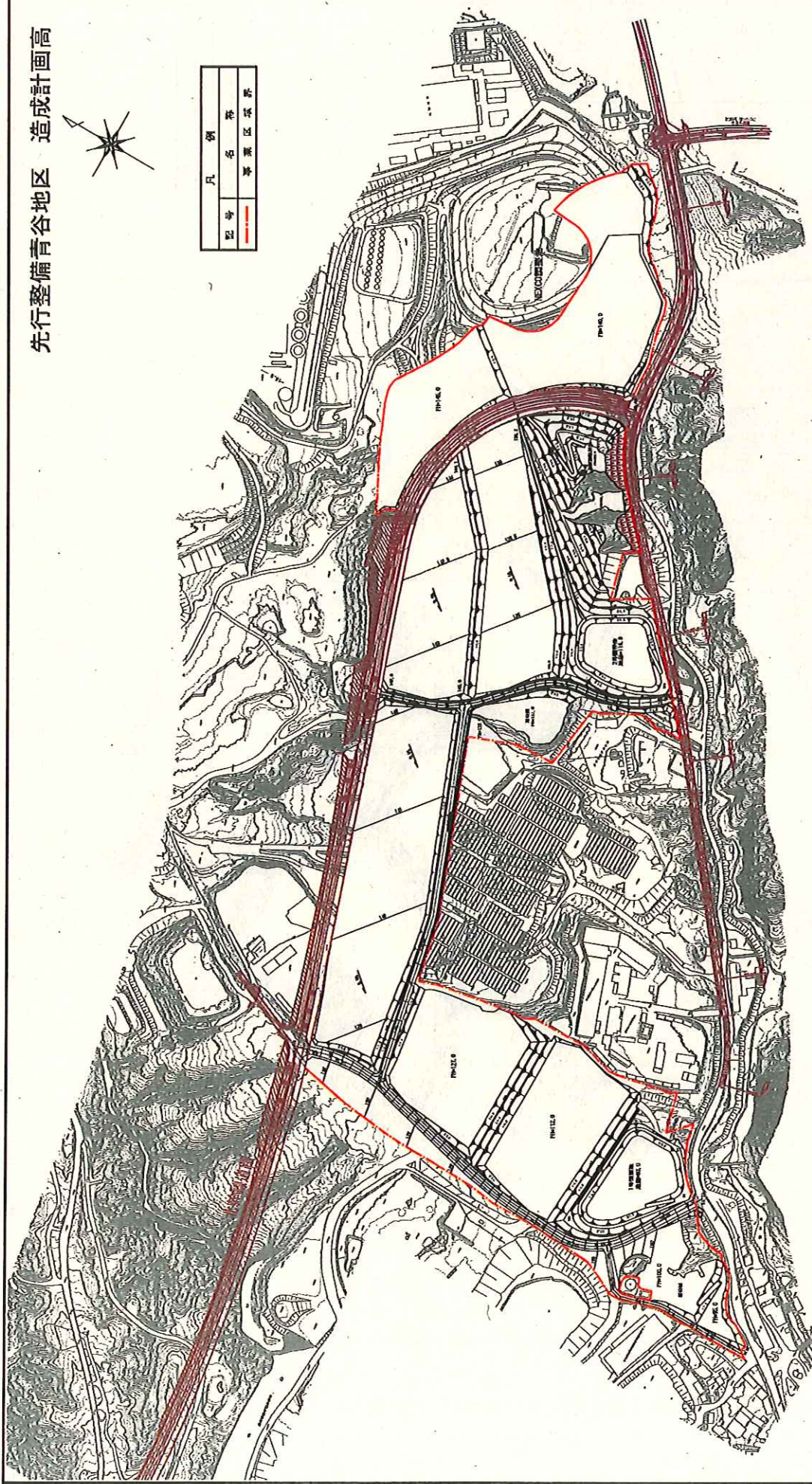




# 先行整備青谷地区 造成計画高



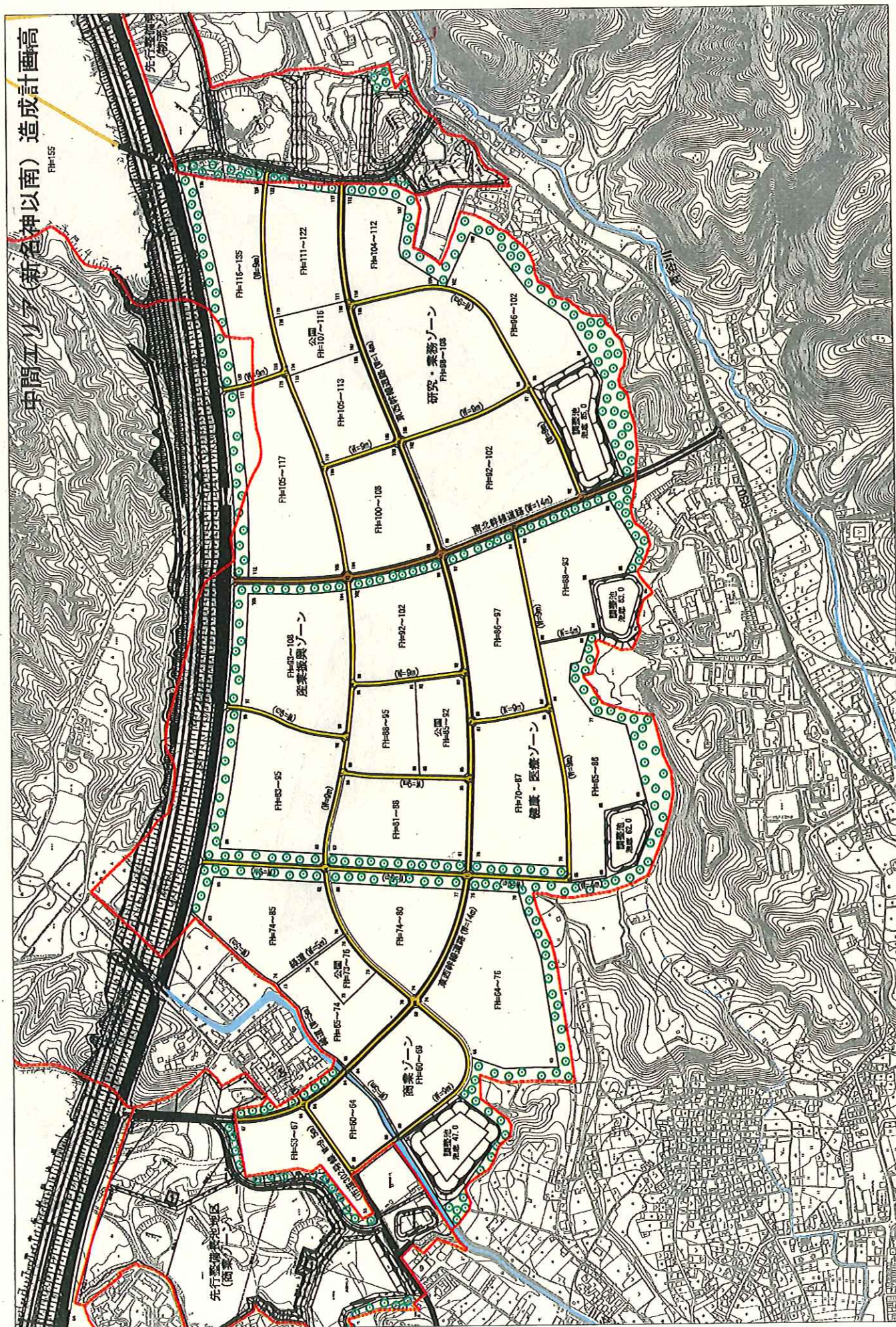
| 凡 例 |         |
|-----|---------|
| 型 号 | 区 画 界 限 |
|     |         |



縮尺 1:2,500(41), 1:5,000(43)

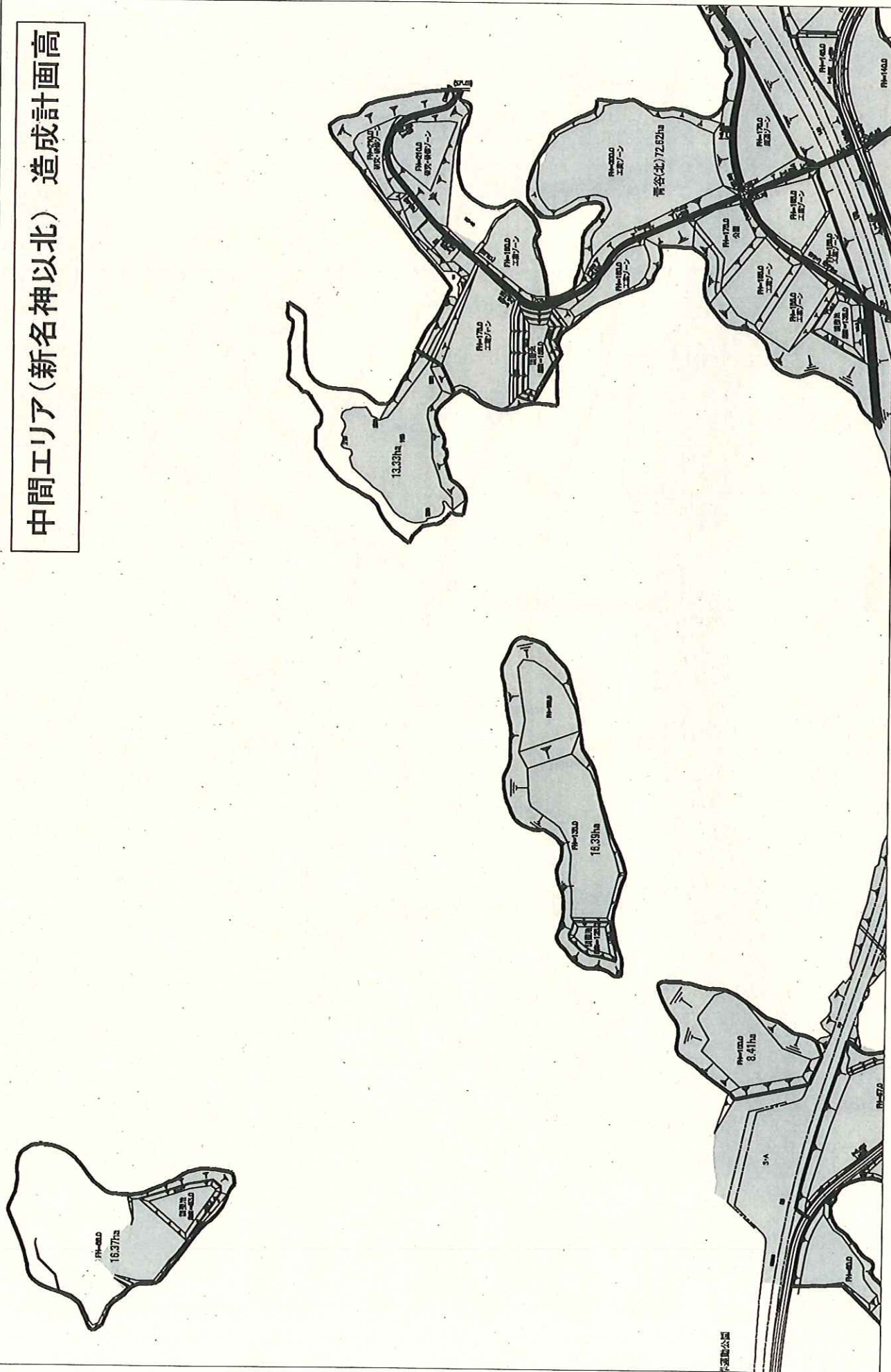


## FX=155





# 中間エリア(新名神以北) 造成計画高





## 5-2 道路計画

### 1) 道路配置

(都) 東部丘陵線については、新名神高速道路の側道として整備する。

(仮称) 南北幹線については、宇治木津線の整備動向に合わせ検討を行う。

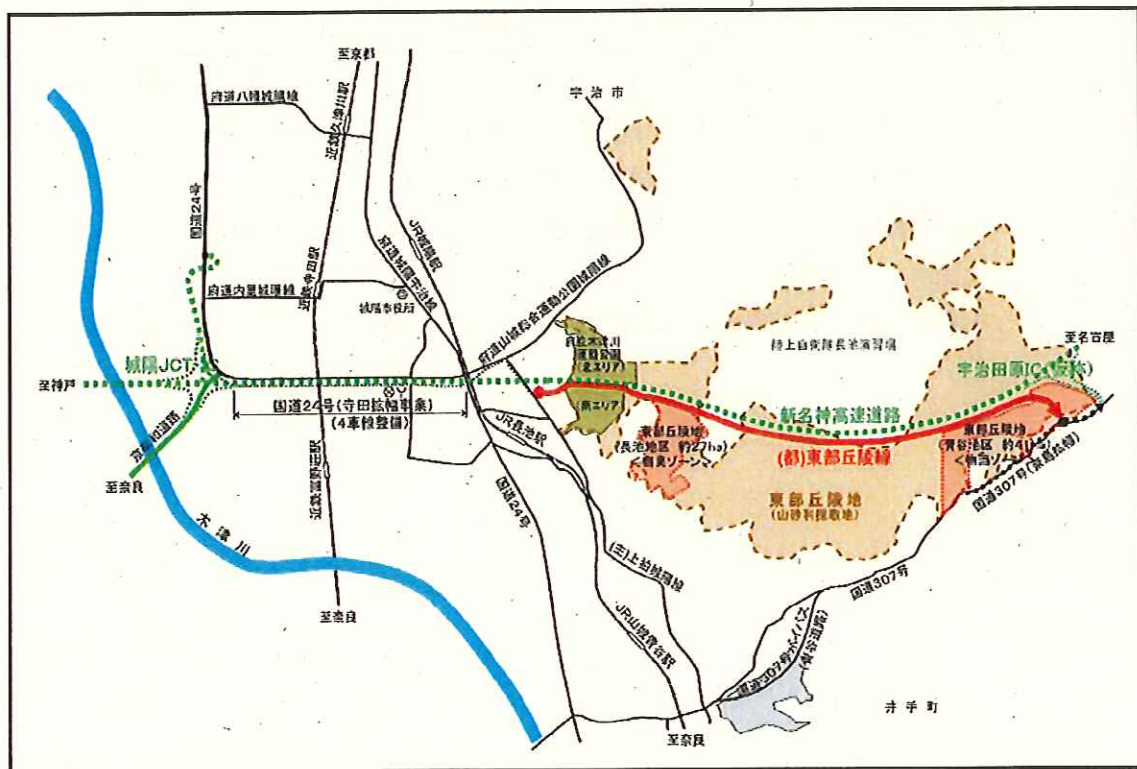
補助幹線道路及び地区内区画道路については、有効な土地利用が図れるような道路計画とするが、今後、宇治木津線やスマートICの計画内容に合わせる。

### 2) 計画交通量

将来交通量の予測にあたっては、平成17年センサスベースの平成42年将来ODを用いて、これに先行整備2地区の開発に伴う発生集中量を上乘せし、平成35年時点で想定される道路網の整備状況(新名神高速道路・国道24号寺田拡幅・国道307号奈島拡幅・(都)東部丘陵線等)を反映したネットワークにより交通量配分を行った。

(都)東部丘陵線は全区間を通して、平日で約14,000台/日、休日で約19,000台/日の交通量が想定されることから、第4種1級の4車線道路とする。

図 東部丘陵地の周辺道路





### 3) 道路規格

#### ①道路区分

道路の区分については、道路の存する地域及び道路の種類から、「道路構造令」第3条より、第4種道路に該当する。

第4種道路については、道路管理者の区分と計画交通量により下表のように区分される。

表 道路の区分

|                  | 地 方 部 | 都 市 部 |
|------------------|-------|-------|
| 高速自動車国道及び自動車専用道路 | 第1種   | 第2種   |
| そ の 他 の 道 路      | 第3種   | 第4種   |

出 典：道路構造令

表 第4種道路の区分

| 計画交通量(台/日) | 10,000 以上 | 4,000 以上<br>10,000 未満 | 500 以上<br>4,000 未満 | 500 未満 |
|------------|-----------|-----------------------|--------------------|--------|
| 一 般 国 道    | 第1級       |                       | 第2級                |        |
| 都 道 府 県 道  | 第1級       | 第2級                   | 第3級                |        |
| 市 町 村 道    | 第1級       | 第2級                   | 第3級                | 第4級    |

出 典：道路構造令

- ・地区内に配置する幹線道路、補助幹線道路、地区内区画道路は、第4種道路の区分に示す計画交通量により、それぞれの規格を設定する。
- ・幹線道路と位置づける（都）東部丘陵線及び（仮称）南北幹線は、計画交通量が1万台を上回ると想定されるため、第4種1級道路として設定する。
- ・補助幹線道路は第4種2級道路、地区内区画道路は第4種3級道路に概ね区分される。



### 5-3 雨水排水計画

計画地に降った雨水については、道路に埋設する雨水排水管によって、調整池まで導く計画とする。

計画雨水量、管渠計画流量については、「城陽市開発指導要綱」に準拠し、砂防指定地における行為許可は、「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」に準拠する。

道路に埋設する雨水排水管が下水道施設である場合は、「下水道施設計画・設計指針」に準拠する。

### 5-4 調整池計画

東部丘陵地の整備に伴う雨水流出増対策としては、土地利用、造成計画高、河川流域等を考慮した調整池を計画地内に配置し、雨水排水管により集水した雨水を流量調節後、下流河川に放流することを原則とする。

#### 1) 調整池計画規模

調整池計画については、東部丘陵地全体での調整池の計画をするのは現実的ではないため、段階整備に応じた流域ごとに調整池を計画する。

開発行為に伴う治水対策の関連基準は、「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル(案)」、林地開発の許可基準を満足するものとするが、治水対策に当たっては、今後、河川管理者と協議の上、計画することとする。

また、段階整備を行う場合でも、開発の全体計画を踏まえて治水対策の検討が必要な場合があるため、河川管理者と協議の上、計画することとする。

なお、砂防指定地における行為許可の基準は、「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」に準拠する。

#### 2) 放流先河川と許容放流条件

東部丘陵地整備計画地からの放流先の河川としては、青谷川、長谷川、今池川、大谷川、中村川がある。

各地区からの許容放流条件は、放流先河川の現状流下能力の最小値を原則とする。

砂防指定地における行為許可の基準は、「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」に準拠する。

### 5-5 汚水排水計画

本計画地から公共下水道への接続を基本とするが、東部丘陵地のほとんどが汚水処理区域外のため、公共下水道の整備方針については、関係機関と調整を行い、公共下水道計画との整合を図る。なお、公共下水道の計画処理区域外においては、地区内に汚水処理施設の設置が必要となる。

また、期別毎の事業計画に合わせた汚水量の算出及び汚水処理計画等の見直しを図る。

計画汚水量、管渠計画流量については、下水道法及び条例等の規定に基づく。



#### 5-6 上水道計画

計画地内に水道管の埋設等上水道施設の整備を行う必要がある。なお、水源については、現況の上水道の供給計画等との調整を行う必要があり、今後、東部丘陵地全体の水道供給計画や期別毎に合わせた上水道施設計画について検討を行い、各関係機関との調整を行うものとする。

#### 5-7 その他の供給処理施設計画

##### 1) 廃棄物処理

各施設から発生する廃棄物については、その発生抑制対策及び廃棄物リサイクル対策を講じる。

##### 2) ガス、電力、通信等

その他の供給施設としてガス、電力、通信等の導入が必要である。

なお、これらの供給施設の当該エリアにおける現状としては、東部丘陵地整備計画の全体土地利用に対応し得る供給能力を有していないことから、各企業者との十分な協議・調整が必要となる。

#### 5-8 公園緑地計画

計画地の公園緑地計画における配置、規模については、以下の方針と条件とする。

- 各ゾーンの開発整備に当たっては、都市計画法、土地区画整理法、森林法、工場立地法等の関係法令に基づき、公園・緑地の保全に努める。
- 都市公園、造成森林、河川、調整池、緑地が有機的に結ばれた、緑のネットワークを形成する。
- 中間エリアにおいては、外縁部にレクリエーションゾーンを配置し、内部の宅地に対する緩衝機能とする。
- 公園合計面積は開発区域面積の3%以上（土地区画整理事業における技術基準）となるようにエリア（期別計画）ごとに設置するものとする。
- 林地開発許可基準に適合するよう、外縁部に概ね幅30mの造成森林を配置するとともに、1区域が20ha以下となるような位置に概ね幅30mの造成森林を配置する。
- 中間エリア（新名神以南）の公園・緑地の配置は「東部丘陵地中間エリア（東部丘陵線南側）の計画コンセプトと計画指針の整理」を基本として計画する。



## 6. 東部丘陵地における基本計画

### 6-1 先行整備長池地区

#### (1)土地利用の構成

土地利用計画については、大型商業施設の誘致を予定しており、大型商業施設の規模については、建築面積 80,000 m<sup>2</sup>、駐車台数 4,000 台規模の施設を想定して、できるだけ大街区となるように計画した。

道路については、できるだけ有効宅地が図れるよう東側に配置する計画とした。

公園については、事業区域面積の 3%以上の公園面積を確保する計画とした。

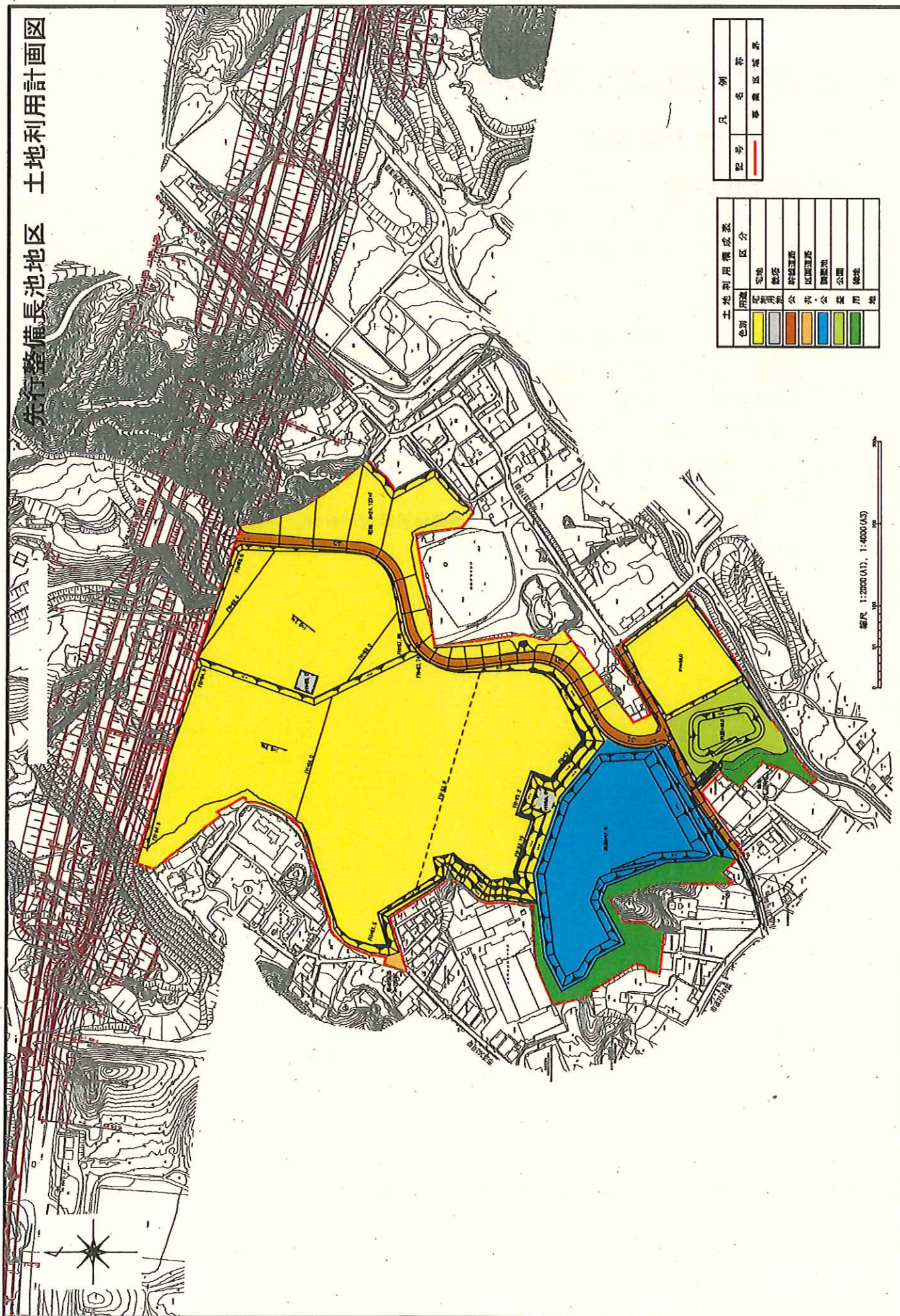
調整池については、今池川流域と長谷川流域があるため、2箇所の調整池を計画した。

水道施設計画については、自然流下方式を原則とし、長谷山配水塔からの給水を検討したが、中区配水池（第一浄水場）への送配水管から地区内に給水することも可能（受水槽の設置が必要）であったため、事業を進めるにあたっては、中区配水池（第 1 浄水場）からの給水を前提に協議・調整を図る必要がある。

汚水排水については、既設の公共下水道への接続が可能であるが、今後、事業を進めていく中で、関係機関との協議・調整を図る必要がある。



# 先行整備長池地区 土地利用計画図



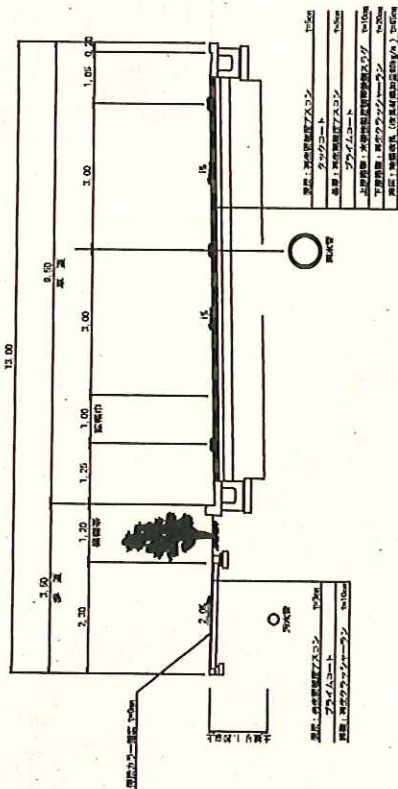






幹線道路

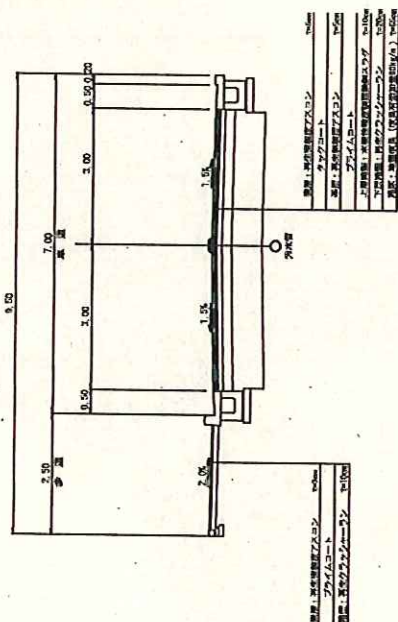
振幅部  
幅員13.00m



市道302号線

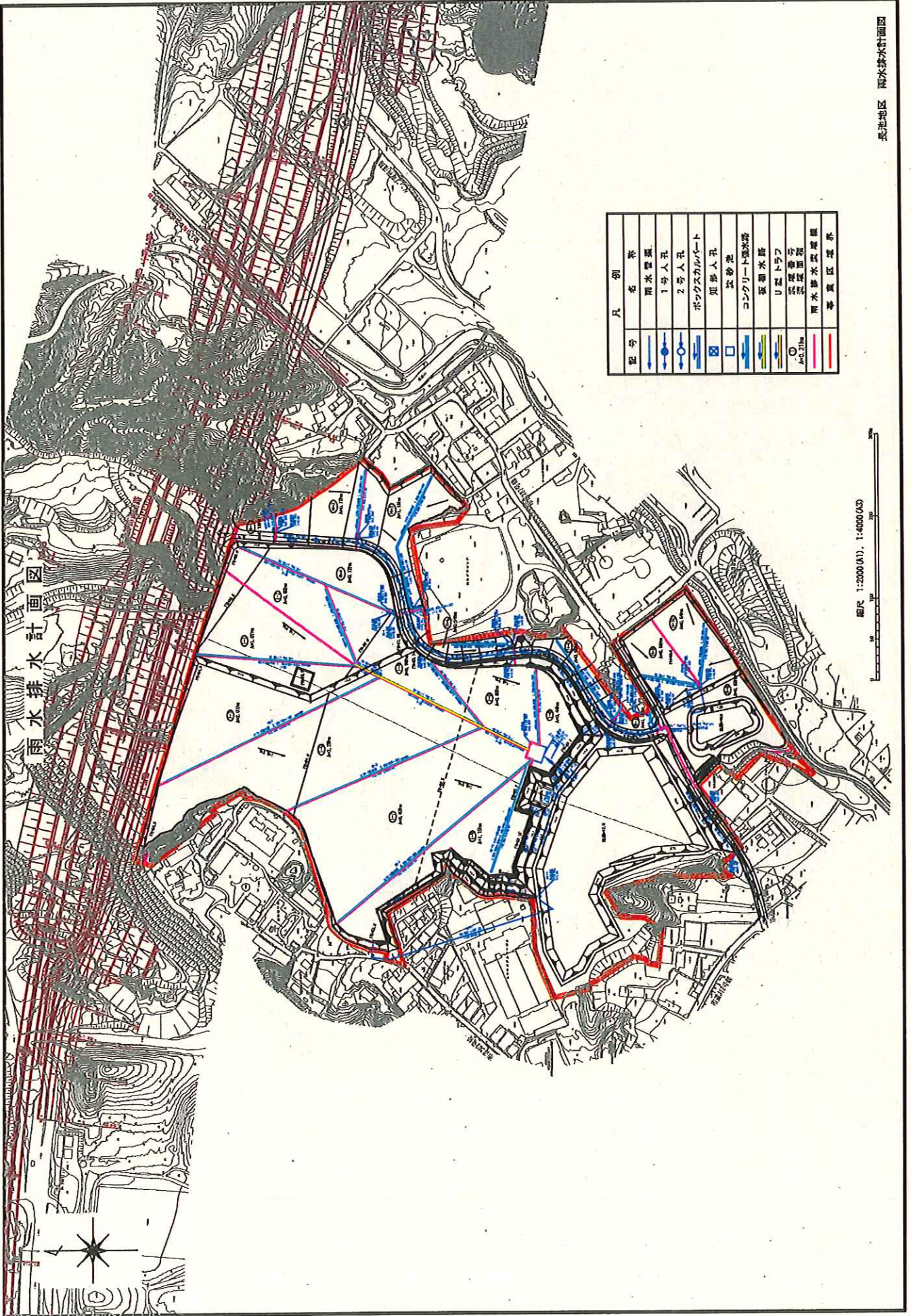
部 9.50m

標準部  
程度9.50m



38

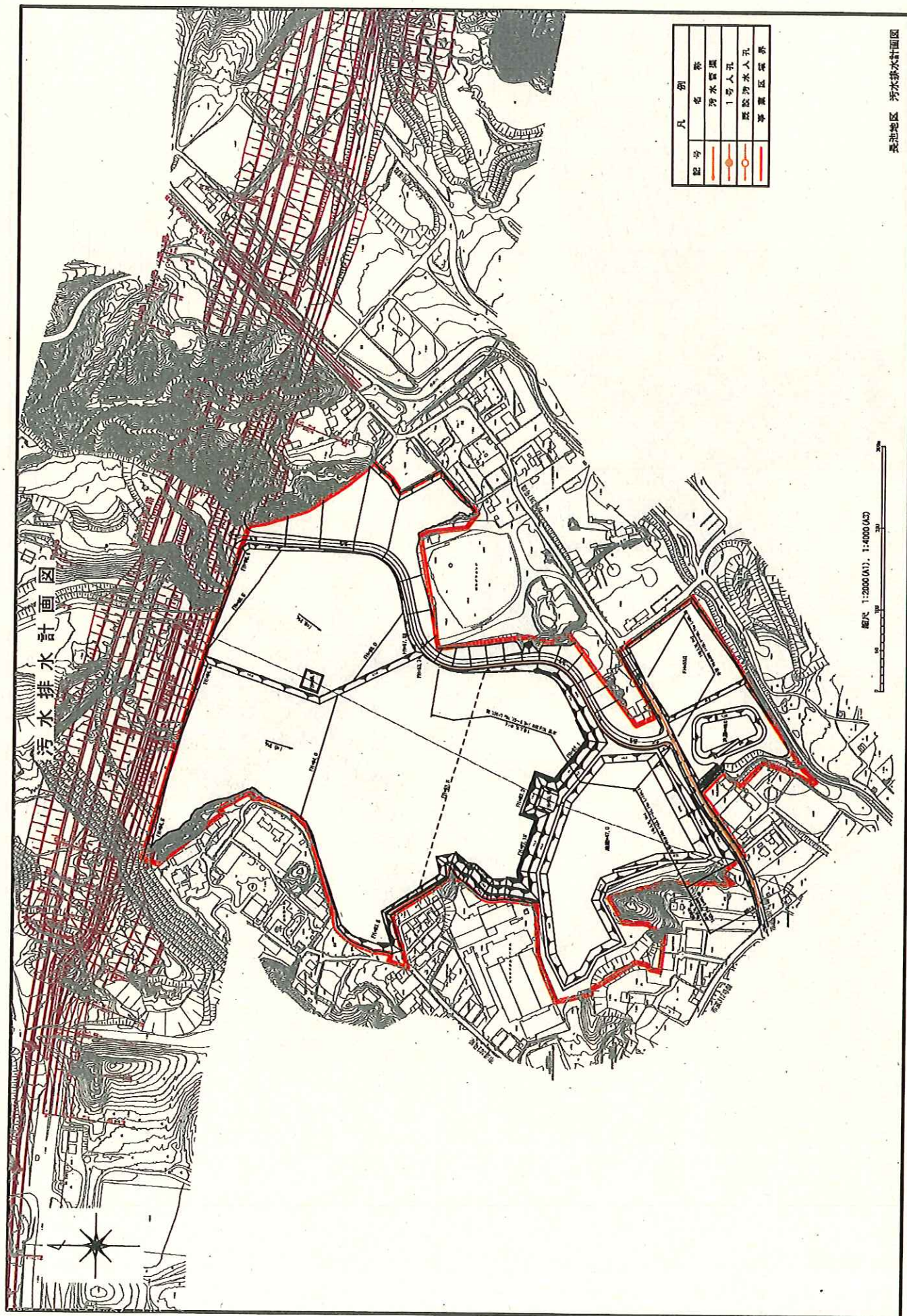




| 凡  | 例         |
|----|-----------|
| 記号 | 名称        |
| —  | 雨水管渠      |
| ○  | 1号人孔      |
| ○  | 2号人孔      |
| □  | ボックスカルバート |
| □  | 矩形人孔      |
| □  | 円形人孔      |
| □  | コンクリート埋込管 |
| □  | 排水水塔      |
| □  | U型トラフ     |
| □  | 排水水塔      |
| □  | 雨水排水設備    |
| □  | 排水設備      |

縮尺 1:2000 (A1), 1:4000 (A3)







## 6-2 先行整備青谷地区

### (1)土地利用の構成

土地利用計画については、隣接部に新名神高速道路のインターチェンジが新設される優位性から流通（大型物流）施設の誘致を予定しており、できるだけ大街区となるように計画した。

道路については、南北に横断する幹線道路2路線及び幹線道路を結ぶ区画道路1路線の計画とした。

公園については、事業区域面積の3%以上の公園面積を確保する計画とした。

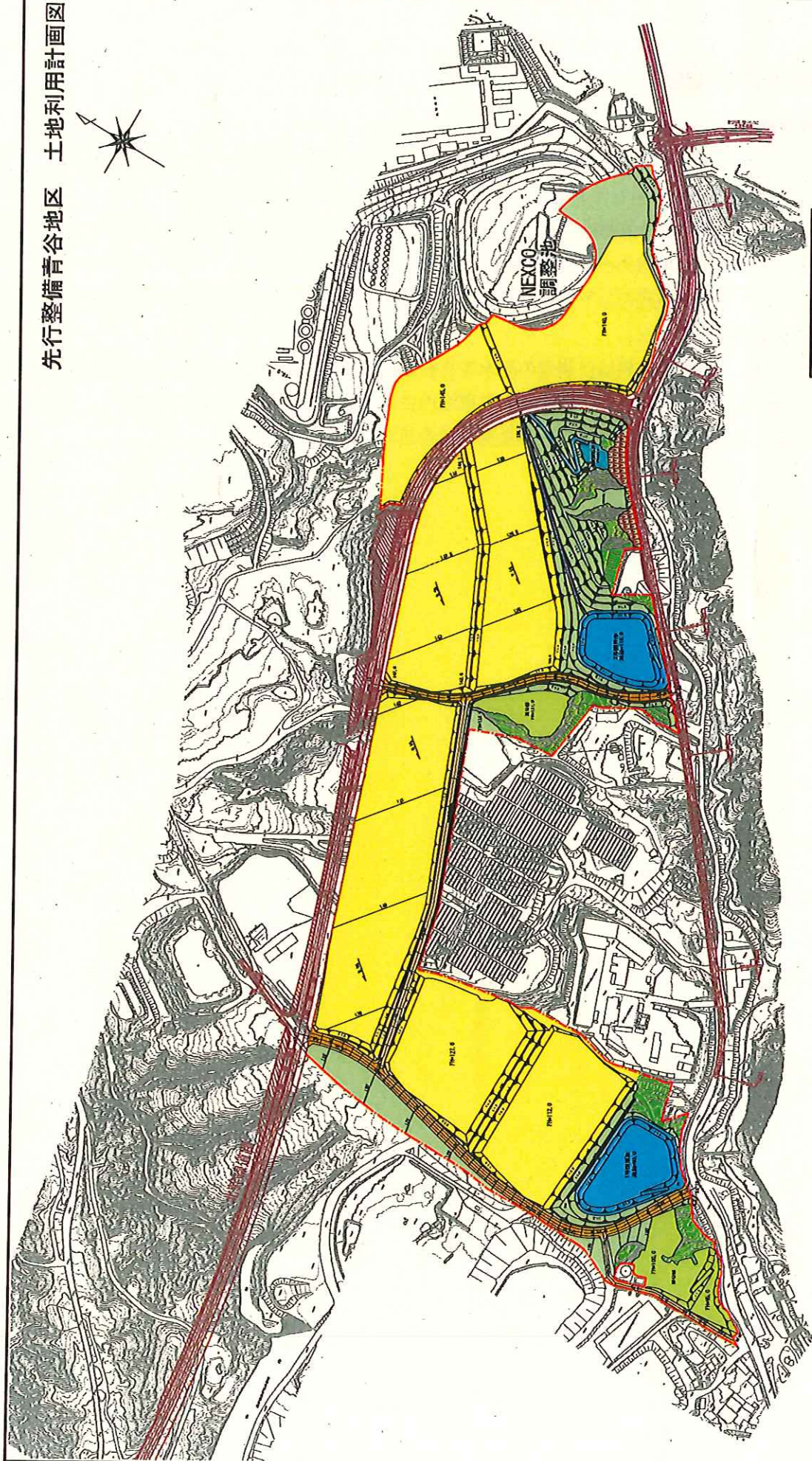
調整池については、青谷川流域のみであるが、地形等により1箇所に集約するのは困難なため、最適地と思われる2箇所で計画した。

水道計画については、青谷地区区域に新規の配水塔を設置する計画を想定し、今回、給水については、芦原配水池から配水塔へ圧送し、配水塔から区域内に自然流下方式による計画とした。

ただし、芦原配水池は青谷地区の区画整理事業区域に含めないものとした。



先行整備青谷地区 土地利用計画図



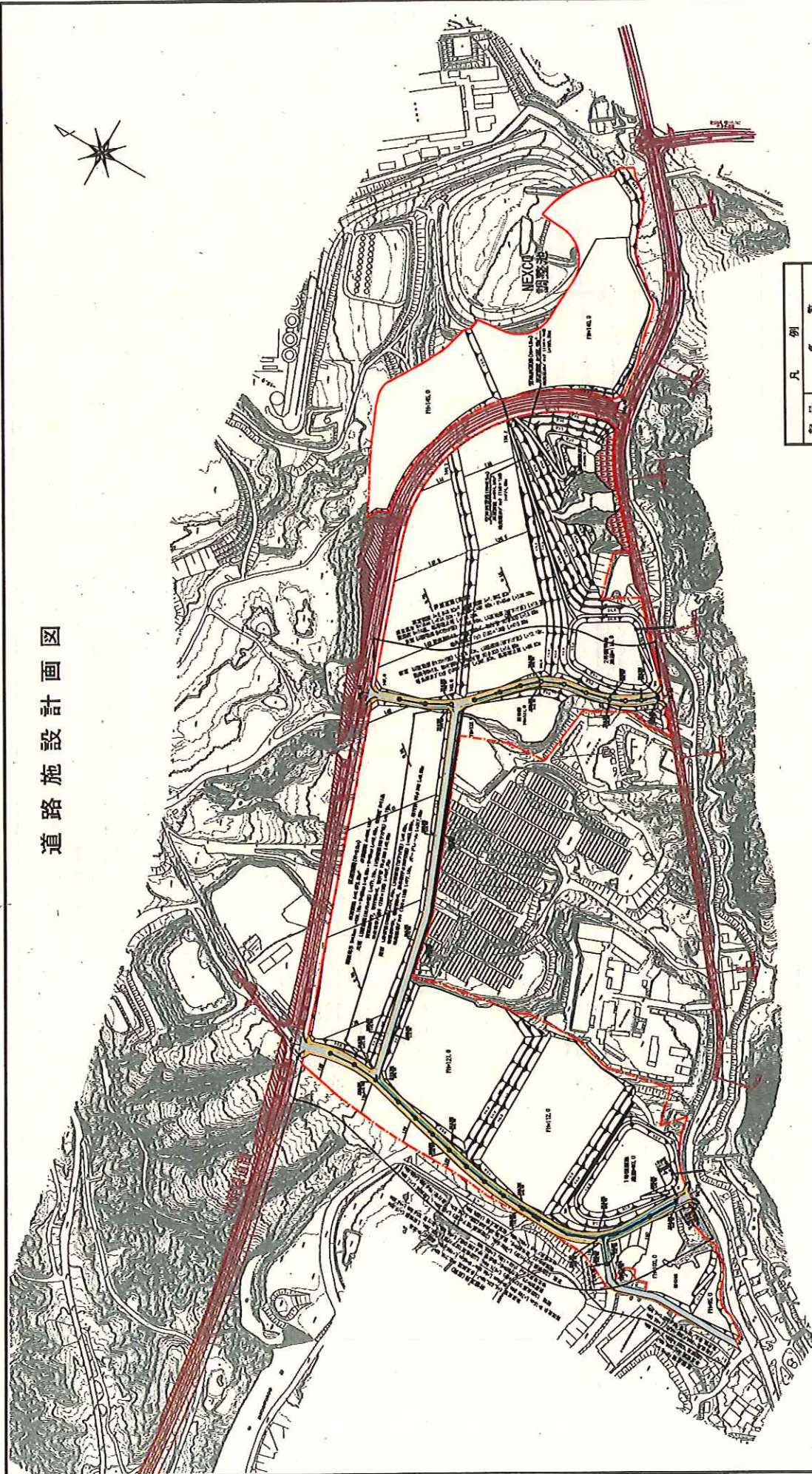
| 土地利用構成表 |         |
|---------|---------|
| 色別      | 用途区分    |
| 黄色      | 宅地      |
| 緑色      | 農地      |
| 青色      | 水田(調整池) |
| 赤色      | 幹線道路    |
| 茶色      | 区画道路    |
| 緑色      | 公園      |
| 緑色      | 緑地(調整池) |
| 緑色      | 緑地(遊歩地) |
| 青色      | 水域      |

縮尺 1:2,500(A1), 1:5,000(A3)

| 凡例 |
|----|
| 記号 |
| 名称 |
| 区域 |
| 番号 |



道路设计平面图



| 符号 | 名称    |
|----|-------|
|    | 主要道路  |
|    | 次要道路  |
|    | 三级道路  |
|    | 四级道路  |
|    | 五级道路  |
|    | 六级道路  |
|    | 排水沟   |
|    | 取土坑   |
|    | 填土坑   |
|    | 路基范围线 |

比例尺 1:2,500 (A1), 1:5,000 (A2)

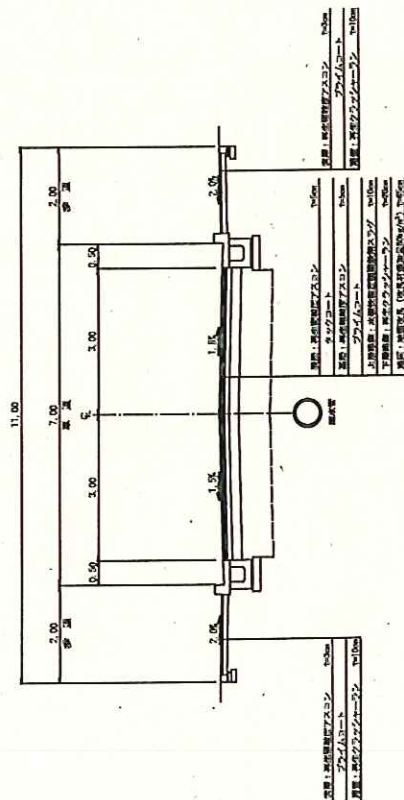




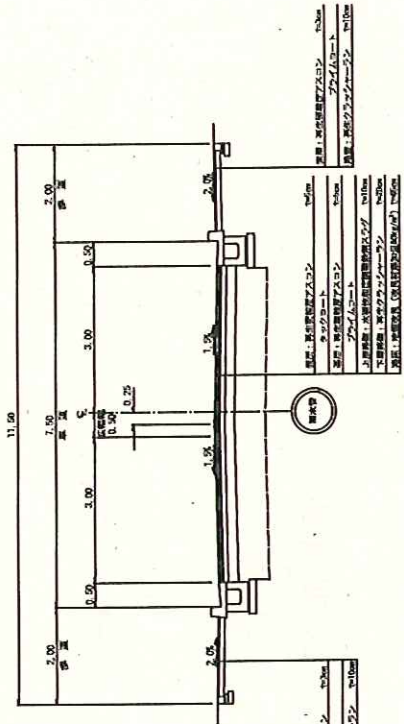


# 道路標準断面図-2 幹線道路(東側)

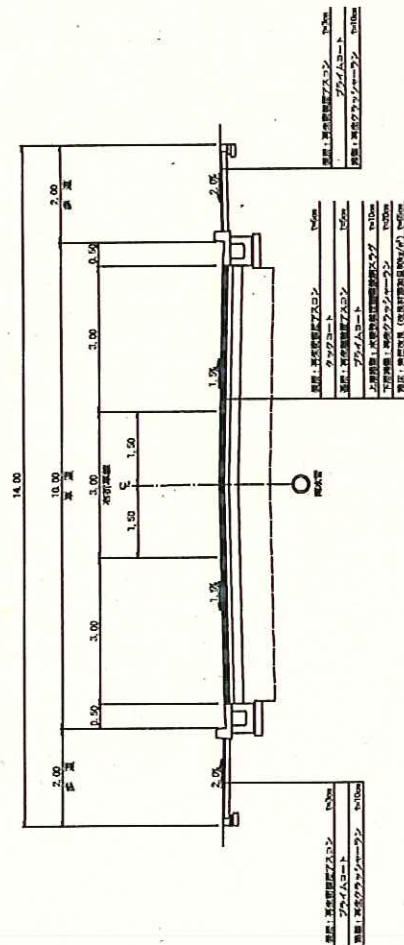
標準部  
幅員11.00m



曲線拡幅部 (R=100)  
幅員11.50m



右折車線部  
幅員14.00m





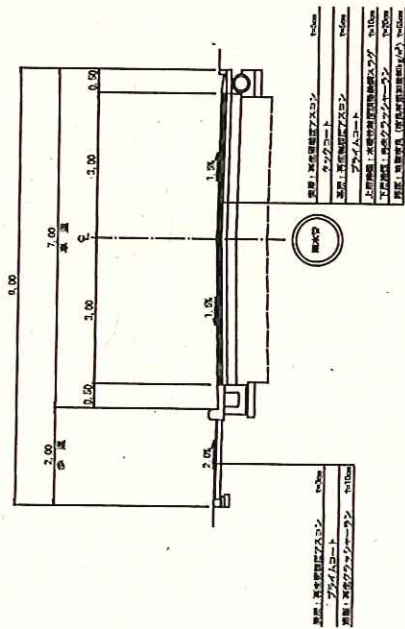
道路標準断面図 - 3

区画道路

(R=9.0m)

標準部

幅員9.00m

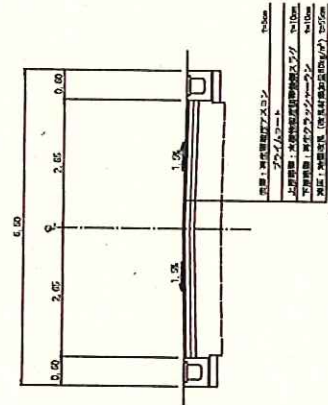


区画道路

(R=6.5m)

標準部

幅員6.50m

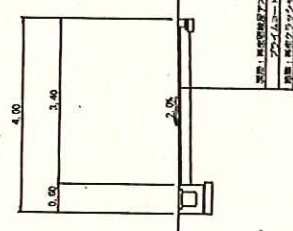


管理用道路

(R=4.0m)

配水地部

幅員4.00m

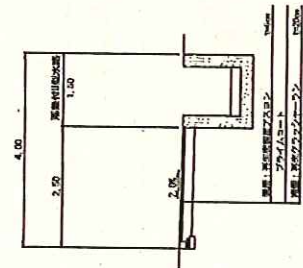


管理用道路

(R=2.5m)

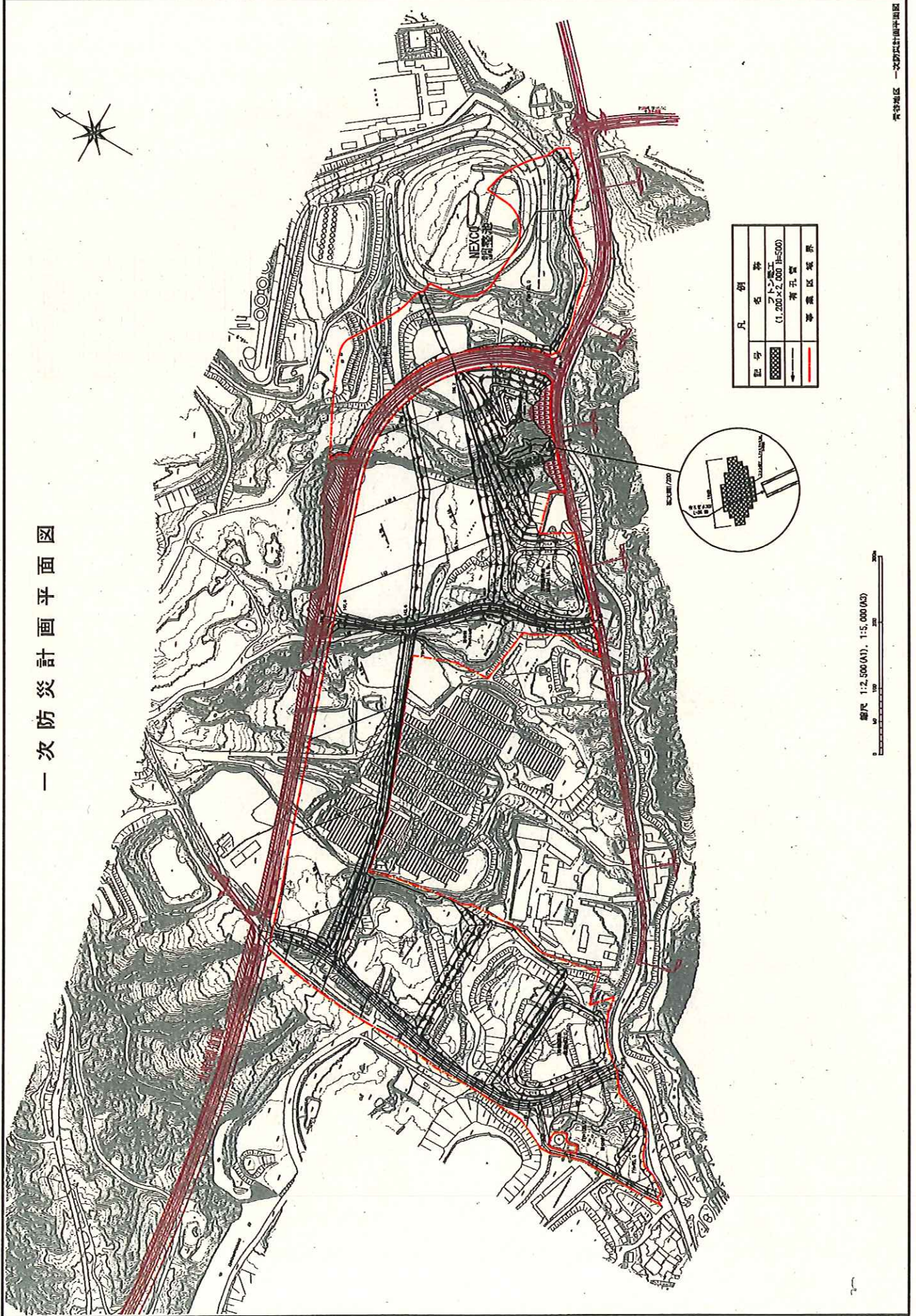
水路敷部

幅員2.50m



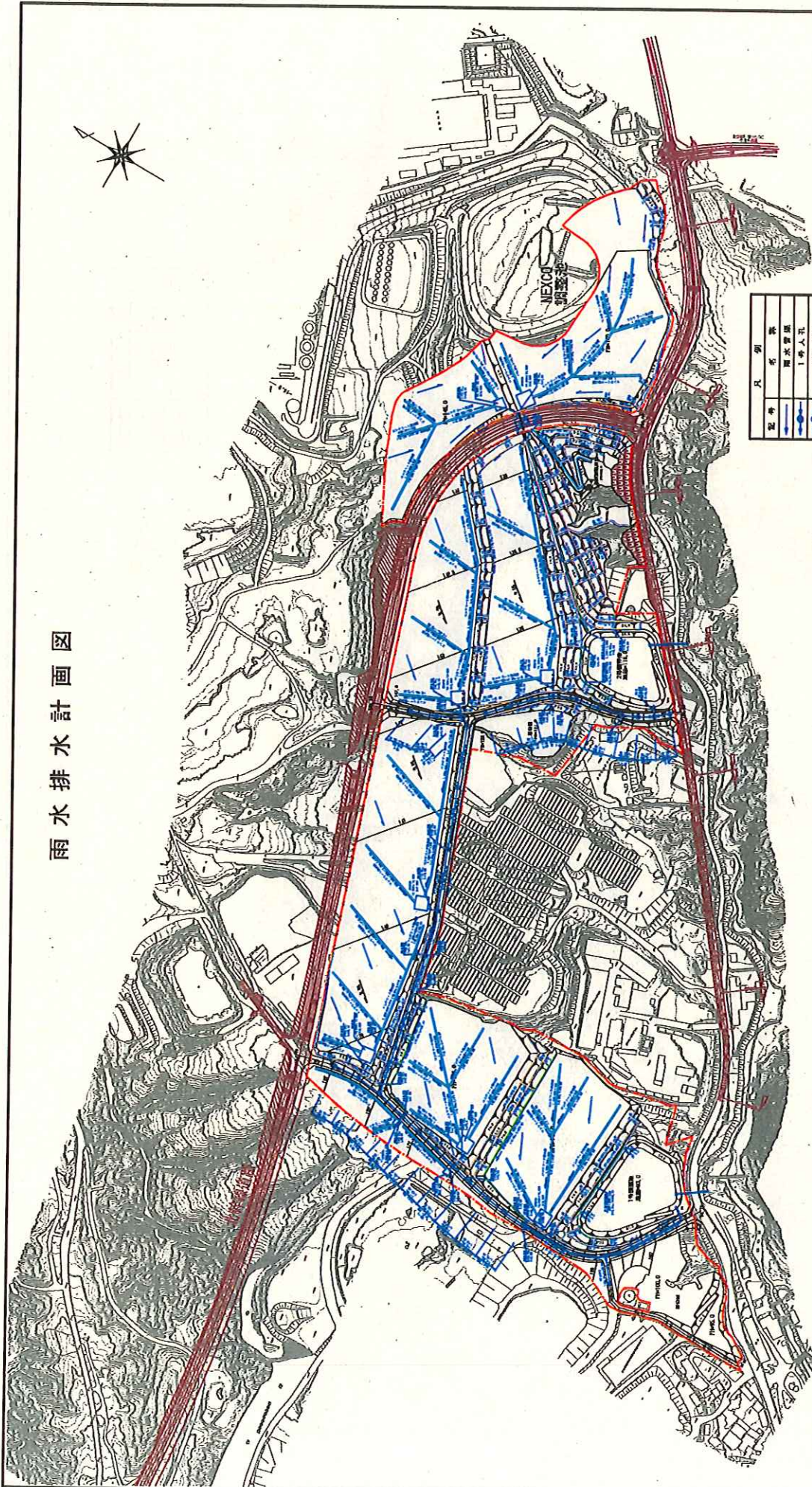


一次防災計画平面図





雨水排水計画図



| 記号  | 凡 例          |
|-----|--------------|
| —   | 雨水管渠         |
| —○— | 1号入孔         |
| —●— | 2号入孔         |
| —○— | 3号入孔         |
| —●— | 4号入孔         |
| —   | ポンプスカルバート    |
| —   | ポンプスカルバート入孔  |
| —   | 雨水入孔         |
| —   | 工事点          |
| —   | 調整池・貯水池 (仮設) |
| —   | コンクリート製水渠    |
| —   | リフト・トラフ      |
| —   | 自然勾配排水       |
| —   | 雨水排水工費概      |
| —   | 管理区域境界       |

縮尺 1:2,500 (A1), 1:5,000 (A3)



## 6-3. 中間エリア

### 1. 東部丘陵地中間エリア(新名神高速道路以南)の計画コンセプト

#### ■豊かな環境づくり

- ・自然環境の保全や防災などの観点から緑の回復を行う。
- ・新市街地形成の中に緑の連担性を確保し、豊かな環境づくりに貢献する。
- ・中間エリアの区域は100haを超える面積規模であるため、公園整備にあたっては環境づくりにも考慮する。

#### ■道路の階層構成整備

- ・中間地区を取り巻く交通網は、新名神高速道路から地域幹線街路など様々な規格の道路がある。これら道路の階層構成を整理して道路の計画づくりを行う。

#### ■整備計画づくりは一体的に

- ・中間地区では、道路網や雨水排水路、調整池、インフラなど面整備の根幹にかかわる繋がりが必要な施設整備は一体的に検討し、合理性のある市街地の整備を行う。

#### ■ゾーニングと緩衝緑地帯形成

- ・先行整備地区と中間地区の利用区分の異なるゾーンや地区周辺における外周部には緩衝緑地帯の配置を行う。

#### ■万全な災害防止対策

- ・基盤整備構想にあたっては、周辺地域（下流地域）へ災害の影響がないよう災害防止の視点を重視する。



## 2. 東部丘陵地中間エリア(新名神高速道路以南)の計画指針

### ■豊かな環境形成

#### ①緑の回復

- ・山砂利採取跡地では裸地が目立ち、防災や景観、動植物の生息の観点から、また、市民の関心が高いことから環境の回復を図る。

#### ②緑の連担性確保

- ・南北の山地に挟まれた東部丘陵地内には南北に結ぶ緑地軸を確保し、緑の連担性を確保する。

#### ③公園の集約整備

- ・公園の規模や配置については、賑わい交流に期待する産業振興ゾーンや研究・業務ゾーンに集約して公園を配置計画し、事業の具体化検討時において公園管理者と十分協議して方針を設定していく。

### ■道路の段階構成と整備の考え方

#### ①道路ネットワークの考え方

- ・地区内の道路のネットワーク接続の考え方の原則は、道路規格の階層構成に応じて各区画に順次接続し連続性を考慮し配置する。
- ・中間地区での道路配置
- ・地区内幹線道路は地区内の主要な動線軸として位置づけ、およそ 500m の範囲内に配置し、その地区内幹線道路より各ゾーン内に準幹線道路を配置する。

### ■根幹的な施設整備の考え方

#### ①中間エリアはひとつのまちづくり

- ・根幹的な施設は一体的に計画し、最終土地利用（第Ⅲ期）を見据えて検討する。

#### ②整備手法や手順について

- ・中間エリアの計画的なまちづくりを進めていくためには各山砂利採取事業所が相互調整を図り、一体的な整備が図れるよう、根幹的施設は各関係機関との協議を進め、適正な施設整備を行う必要がある。  
協議や調整を進めていく中で整備手法や手順を組み立てることとするが、面的整備単位は流域等を考慮してブロックに分けて実施することが望ましい。



#### ■ゾーニングと緩衝緑地整備

##### ①周辺地域との調和

- ・東部丘陵地は新たな市街地を形成することから、周辺環境への負荷や景観などに配慮し、必要に応じて緩衝緑地帯を配置する。

#### ■災害防止対策

##### ①盛土造成の考え方

- ・造成する盛土高は高盛土を避けるとともに、土砂の崩壊や流出が発生しないよう安全対策なども十分に検討する。

##### ②擁壁など土木構造物について

- ・埋戻し地盤は地耐力等を十分に調査したうえで構造物の採用を行う。

##### ③砂防指定地について

- ・砂防指定地については、「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」に準拠する。

### 3. 東部丘陵地中間エリア(新名神高速道路以南)の当面の課題

#### ■中間エリアの区域設定と山砂利採取予定

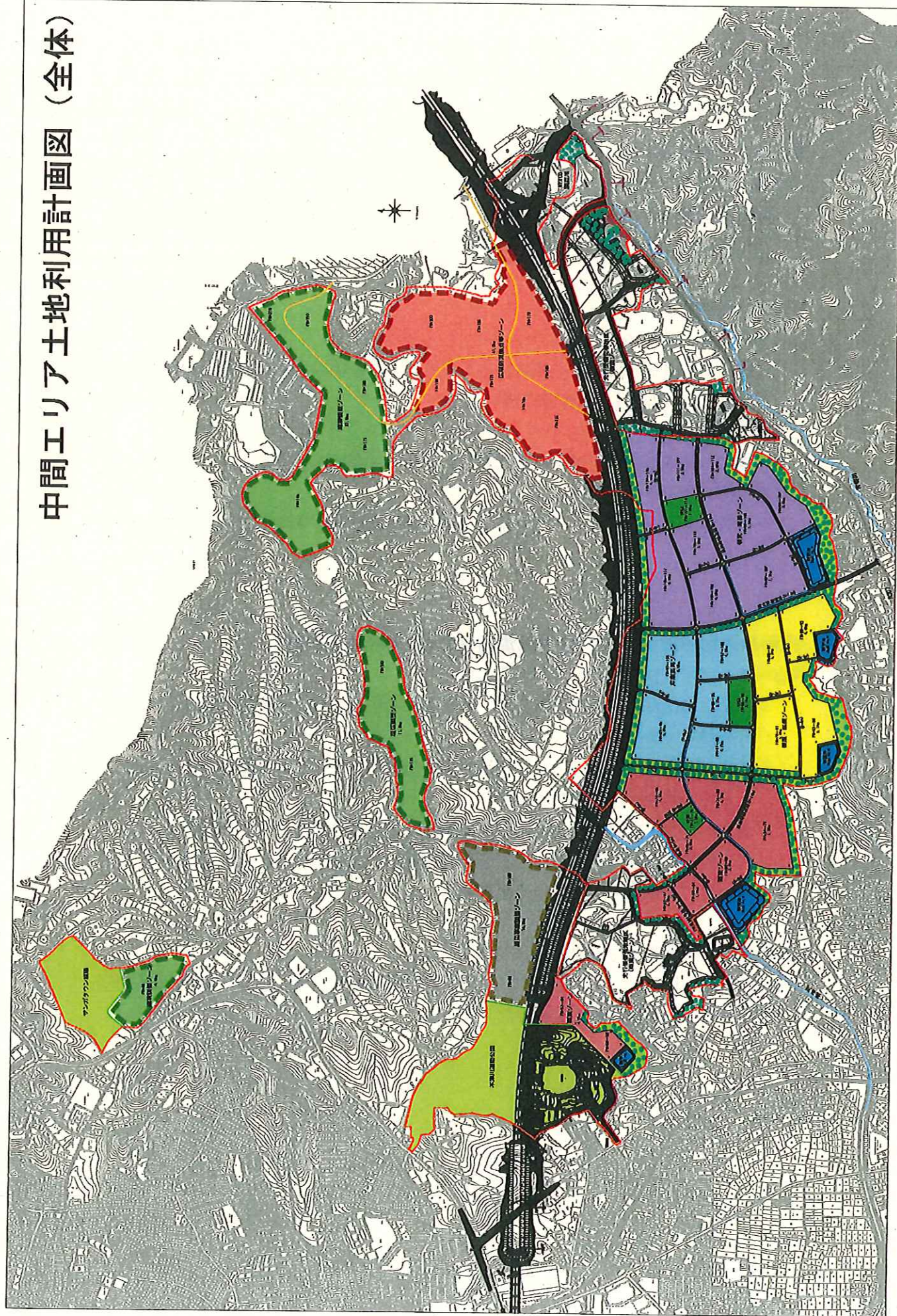
- ・各事業所及び近畿砂利協同組合と今後の事業化検討について協議調整し、問題点や課題を明らかにしていく。
- ・各事業所において土地利用の転換に係る意向を確認し、その整備範囲を明確にしたうえで計画区域の調整を行う。
- ・埋戻しにあつては将来の土地利用を見据えて施工管理していく必要がある。
- ・今後の砂利採取計画と埋戻し土量などを把握し、中間エリアの事業化に向けてスケジュールを管理していく必要がある。

#### ■根幹的施設整備の方針設定とスケジュール

- ・道路をはじめインフラ整備やゾーン共通の整備施設として公園、調整池などの管理を含めた整備計画などを検討していく



# 中間エリア土地利用計画図 (全体)





中間エリア土地利用計画図 (1/4)

